

大詰にきた町村合併（3月）



昭和の市町村合併

—インフレと制度改革がもたらした再編

戦後の深刻なインフレにより、町村財政は大きく揺らぎました。昭和 24 年にはシャウプ税制調査団が町村合併の必要性を勧告し、昭和 28 年には町村合併促進法が施行されます。これを受けて県は直ちに合併の推進に取り組み、合併試案の公表や啓発活動を積極的に展開しました。

昭和 31 年に新市町村建設促進法が施行されると、合併の方針は自主合併から、知事の勧告を中心とした方式へと転換します。その過程では、公有財産の扱い、通学区域、役場の位置などをめぐって住民の意見が対立し、県内各地で活発な議論が起きました。

昭和 28 年当時 196 あった市町村は、昭和 31 年 8 月頃までに 5 市が誕生して 97 市町村へと再編されました。その後も合併は続き、昭和 36 年までにさらに 22 町村が減少し、最終的に 75 市町村となりました。（現在は 35 市町村）

31 のぼり旗が揺れた県庁前 — 合併をめぐる住民の訴え

昭和 32 (1957) 年

昭和 32 年 3 月、町村合併は県内で最終局面を迎えていました。写真は、県庁前に集まり、のぼり旗を掲げて自らの地域の意思を訴える人々の姿を捉えたものです。各地で合併をめぐる議論が高まるなか、住民は行政の動きに注目し、積極的に声を上げました。合併促進の大きな流れの中で、地域の将来を左右する重要な局面に立ち会う人々の熱気が伝わってきます。